



可児記者クラブ同時配布資料

岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和7年5月14日（水）岐阜県発表資料			
所 属	担 当 課	担 当 者	電 話 番 号
可茂県事務所	環境課	亀山	TEL 0574-25-3111（内線 215） FAX 0574-25-3934

可児市久々利地内における土壤汚染について（第1報）

中日本高速道路株式会社が東海環状自動車久々利第三トンネル工事に伴い土壤の調査をしたところ土壤環境基準を超える「ヒ素」及び「セレン」が検出された旨、本日（5月14日）、同社から可茂県事務所に報告がありました。

1 報告内容

（1）調査地点

可児市久々利地内（久々利第三トンネル内）

（2）調査結果の概要

土壤溶出量調査

ア 先行ボーリング調査

項目	調査 検体数	基準超過 検体数	調査結果 (mg/L)	土壤環境基準 (mg/L)	基準 超過倍率
セレン	1	1	0.012	0.01 以下	1.2 倍

※基準超過は北側坑口から南へ195～210mの地点。

※その他の物質についても調査を実施したところ、基準超過はありませんでした。

イ 掘削仮置土の調査

項目	調査 検体数	基準超過 検体数	調査結果 (mg/L)	土壤環境基準 (mg/L)	最大基準 超過倍率
ヒ素	8	2	0.001～0.037	0.01 以下	3.7 倍
セレン	8	1	0.001未満～0.016	0.01 以下	1.6 倍

※ヒ素の基準超過は北側坑口から南へ195～196m及び205～206mの地点。

※セレンの基準超過は北側坑口から南へ208～209mの地点。

※その他の物質についても調査を実施したところ、基準超過はありませんでした。

2 汚染の原因

自然由来による汚染の可能性が高いと考えられますが、現時点では不明です。
なお、周辺地域には、ヒ素及びセレンを原料に使用する工場・事業場はありません。

3 今後の対応

(1) 地下水調査について

今後も工事の延伸に伴い、基準値を超えてヒ素及びセレンが検出される可能性があります。
ヒ素については、県が可児市の協力を得て、基準超過地点～トンネル終点の区間（区間距離 690 m）において、「岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、半径 250 m の範囲内で井戸水の利用状況調査及び水質検査を実施します。なお、セレンについては、基準超過地点～トンネル終点の区間において、「要綱」に基づき、半径 80 m の範囲内を調査したところ井戸が無いことを確認しているため、周辺の地下水調査は実施しません。

(2) 地域住民への情報提供について

井戸水を利用している場合は、水質検査結果が判明するまでの間、飲用自粛を呼びかけます。

(3) 事業者に対する指導について

汚染土壌の適正な管理等を行うよう指導します。

物質の説明

【ヒ素】

「ヒ素」は金属と非金属の両方の性質を持つ半金属元素であり、合金の添加材（硬さを高めるため）、半導体の原料、ガラスの消泡剤や脱色剤、花火の着火剤、塗料用の顔料、木材の防腐剤等に使用されています。また、ヒ素は地殻の表層部には重量比で 0.0005% 存在し、水中や土壌中、岩石、大気中に広く存在しています。ヒ素に汚染された井戸水の飲用による慢性の中毒症状としては、皮膚の角質化や色素沈着等が報告されています。

【セレン】

「セレン」は、コピー機の感光ドラムや太陽電池に使われています。また、ガラスや陶磁器などの赤、ピンク、橙黄色の着色剤や顔料等にも使われています。セレンは人にとって必須元素とされていますが、過剰な摂取は健康に影響を与えます。汚染された水を長期間飲用するような場合を除いて、飲み水などを通じて口から取り込むことによる人の健康への影響は小さいと考えられます。また、セレンは、地殻の表層部には重量比で 0.00001% 程度存在し、人為的な排出のほか、天然由来によるものが考えられます。

参考：化学物質ファクトシート-2012 年版-（環境省発行）